

議案第 1 2 号

岩倉市手数料条例の一部改正について

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市手数料条例の一部を改正する条例

岩倉市手数料条例（平成12年岩倉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

7 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく事務の手数料は、別表第7のとおりとする。

第3条中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第4条中「別表第8」を「別表第9」に改める。

第6条中「別表第9」を「別表第10」に改める。

別表第2（2）の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同表（5）の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同表（6）

の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改める。

別表第9を別表第10とし、別表第8を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第2条関係）

種類		単位	金額	徴収の時期
介護保険法第8条 第15項に規定する 定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護に係る事業者の 指定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条 第16項に規定する 夜間対応型訪問 介護に係る事業者 の指定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条 第17項に規定する 地域密着型通所 介護に係る事業者 の指定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条 第18項に規定する 認知症対応型通 所介護に係る事業	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき

者の指定				
介護保険法第8条 第19項に規定する 小規模多機能型 居宅介護に係る事 業者の指定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条 第20項に規定する 認知症対応型共 同生活介護に係る 事業者の指定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条 第21項に規定する 地域密着型特定 施設入居者生活介 護に係る事業者の 指定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条 第22項に規定する 地域密着型介護 老人福祉施設入所 者生活介護に係る 事業者の指定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条 第23項に規定する 複合型サービス に係る事業者の指 定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条 第24項に規定する 居宅介護支援に係 る事業者の指定	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき

介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る事業者の指定（同法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護と一体的に行うために申請を同時に行う場合を除く。）	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る事業者の指定（同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護と一体的に行うために申請を同時に行う場合を除く。）	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき
介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る事業者の指定（同法第8条第20項に規定する認知症対応	申請手数料	1件	30,000円	申請のとき
	更新申請手数料	1件	10,000円	申請のとき

型共同生活介護と 一体的に行うため に申請を同時に行 う場合を除く。)				
--	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。